

令和6年度厚木市自治基本条例推進委員会第2回会議 会議録

- 1 日 時 令和6年10月22日（火）午後6時から7時30分まで
- 2 場 所 厚木市役所 本庁舎 3階特別会議室
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員7人
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、
市民協働推進係副主幹、市民協働推進係主査、市民協働推進係主事
- 4 傍聴者 なし
- 5 案 件
 - (1) 令和5年度市民参加手続の実施結果について
 - (2) 令和6年度市民参加手続の報告について
 - (3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
- 6 配付資料
 - (1) 次第
 - (2) 資料1 点検内容（市民参加条例及び市民参加条例施行規則の一部抜粋）
 - (3) 資料2 令和5年度市民参加手続実施状況一覧表
 - (4) 資料3 令和5年度市民参加手続実施結果
No.1 厚木市学校給食費に関する条例及び同条例施行規則の一部改正
 - (5) 資料4 令和5年度市民参加手続実施結果
No.2 厚木市地域福祉計画（第6期）の策定
 - (6) 資料5 令和5年度市民参加手続実施結果
No.3 厚木市環境教育等行動計画の策定
 - (7) 資料6 令和5年度市民参加手続実施結果
No.4 第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定
 - (8) 資料7 令和6年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
 - (9) 資料8 令和6年度市民参加手続対象行為一覧（省略）
 - (10) 資料9 厚木市自治基本条例取組概要報告書
〔対象年度：令和5年度〕（点検対象外）
 - (11) 事前配布 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針
 - (12) 事前配布 厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）
〔対象年度：令和4年度〕（案）

7 会議内容

(1) 令和5年度市民参加手続の実施結果について

【委員長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料に基づき説明。

資料2のNo.1～4については前回会議で担当課から直接市民参加手続の実施結果を説明することになったので報告させていただきます。資料3～6は担当課から説明させていただく市民参加手続の実施結果についての資料です。

～質問なし～

【委員長】

質問等が無ければ、資料2のNo.1から説明をお願いします。

【学校給食課】

資料3に基づき説明

【委員】

無償化の実施はいつからやっているのか。

【学校給食課】

今年度の4月1日から実施しています。

【委員】

意向調査について、対象を18歳以上の市民と設定しているが、18歳以上とした理由はあるか。

【事務局】

市で行う意向調査の場合、特定の年代をターゲットとしたものでなければ、通常18歳以上を対象としております。

【委員】

パブリックコメントの結果については市のホームページで公開されているが、アンケートの結果に関してはどうか。

【学校給食課】

アンケートの結果についてもホームページで公開しています。

【委員】

令和5年度の給食費の1食当たりの金額が238円と記載されているが、給食の内容的には満たされているのか。

【学校給食課】

今回の条例改正は物価高騰に対応するため給食費の値上げも含まれており、1食当たりの単価を238円から270円に金額を上げさせていただきました。物価高騰の影響もあり、従来の金額で文科省の定める基準を満たすことが難しくなったため、見直しを行いました。

【委員長】

他に質問等なければ、学校給食課の案件については終了とさせていただきます。

【地域包括ケア推進課】

資料4に基づき説明

【委員】

福祉は非常に難しい問題だと思っているが、実態とのギャップなどについて今回の話の中で議論はされたのか。

【地域包括ケア推進課】

実態とのギャップに限らず地域の方から意見は何っている。3年に一度、計画の見直しをさせていただいており、社会情勢や地域の状況等が変わっているという点も踏まえて見直しをしております。全てというのは難しいですが、実態とのギャップを埋める事が出来るよう努めている。

【委員】

地域の中で実際に困っている方に対し、どれだけスピーディな対応をできるのかということが我々にはよく見えていない。そういった方々は生活に困っている方も多いので、迅速な対応が求められると思う。そのあたりをしっかりと対応していただきたい。

【地域包括ケア推進課】

各地域（市内10地区）に地域包括支援センターがあり、住民の方が相談しやすい場所を設けております。さらに市の中でも相談の体制に厚みをもたせ、こういった支援が必要なのかをきめ細やかに対応していきたいと考えている。

今回の計画にはそういった内容も盛り込んでおります。

【委員】

私は南毛利南だが、地域包括センターとは非常にいい関係を築けていると思っている。しかしほかの地域でも同じようなものなのか？差があってはいけないと思う。

【地域包括ケア推進課】

市内 10 地区のセンターはそれぞれで動いていますが、地区ごとにどんな課題があるかということを持ち寄って、どのような対応をしているかなどの情報共有を行っています。

【委員】

意見交換会に参加された市民の方が 11 名ということだが、募集はどういった形で行われたのか。

【地域包括ケア推進課】

意見交換会を実施するということをホームページや広報で周知し、当日参加いただいた方が 11 名ということで、特定の方をお呼びしてという形のものではございません。

【委員】

後日提出された意見総数、32 件とは、当日参加された 11 名の方が後日提出した意見なのか。

【地域包括ケア推進課】

はい。

【委員】

審議会における公募委員の割合が市民参加条例施行規則にある 5 分の 1 に届いていないがなぜか。もう一点は会議の令和 5 年度の第 1 回の会議録が公表されていないようだがなぜか。

【地域包括ケア推進課】

市民公募につきましては、公募をした段階では 3 名の方に応募いただきましたが、1 名の方が選考の基準を満たしていなかったため 2 名にとどまっております。審議会を所管する部署にも確認をしまして、また改めて 1 名の方を追加で募集をしたらどうだろうというところで、今現在は 2 名ということになっております。令和 5 年度第 1 回の会議録については公表したという認識だったの

で確認いたします。公表されていない場合は至急公表させていただきたいと思
います。

【委員長】

他に質問等なければ、地域包括ケア推進課の案件については終了とさせてい
ただきます。

【環境政策課】

資料5に基づき説明。

【委員】

非常に難しいテーマだと思う。

【環境政策課】

委員おっしゃる通りであり、環境政策課だけでなく、他部署も含み横断的に
やる必要があるだろうという部分もあり、計画という形で市の事業を取りまと
めていこうというところであります。

【委員】

審議会の議事録がホームページ上に見当たらないが公表されているか。

【環境政策課】

掲載はございます。

【委員】

どうやって検索したら見つけられるのか。「厚木市 環境教育等推進協議会」
で検索をしても上位に出てこない。令和4年度のものが出てくる。

検索の仕方もあるのかもしれないが一般的な Google での検索で辿り着かな
ければいけないのと一緒に思うので、そのあたりは改善の余地があると思う。

【事務局】

先ほどの地域包括ケア推進課の際にも、審議会の結果が見つからないとの意
見をいただきました。ホームページへの掲載については、改善の余地がないか
検討させていただきたいと思ます。

【委員】

このプランは最終的にいつ策定されたのか。

【環境政策課】

令和6年3月に策定完了しています。

【委員】

厚木市環境学習プラン（案）から厚木市環境教育推進プランに名前が変わったようだが。

【向山課長】

おっしゃる通り、パブリックコメントを実施した段階では厚木市環境学習プラン（案）でしたが、環境教育等促進法に基づくものであることなどから、最終的には厚木市環境教育推進プランとなっております。

【委員長】

他にご意見・質問ございませんか。特にないようであれば、環境政策課の案件については終了とさせていただきます。

【企画政策課】

資料6に基づいて説明

【委員】

まちづくりの総合戦略の意見交換会に3人しか参加しなかったのは非常に残念だと感じたが、これに関してどうお考えか。もう一点、総合戦略の中身を拝見してK P Iの目標数値等、具体的な数字が明記されていないから質問もあまりなかったのではないか。

【企画政策課】

一点目の意見交換会の参加人数について、今回の改定内容はデジタル田園都市国家構想に伴う部分を追加しただけなので変更が少なく、それにより参加人数も少なかったのではないかと思います。周知については通常通り広報、ホームページにて行っておりました。周知の方法、意見交換会の開催方法等については今後検討の必要があると思います。この内容につきましても、市民参加をいただいている審議会においてご意見をいただいているところですので、より多くの方が参加できる方法を考えて参りたいと思っております。

パブリックコメントの資料にK P Iのページがないということでしたが、計画本体の別紙で示しています。

【委員】

今回のパブリックコメントの資料に目標数値が分かるものがありますか。

例えば 14 ページの国内・海外友好都市等との交流活動件数について、具体的な数字を示していますか。

【企画政策課】

細かい目標数値までは載せておりません。

【委員】

市民からは具体的になにを何件増やしていくのかということが非常に大切だと思う。具体的な数値が見えないパブリックコメントになっていたのではないかと思う。

【企画政策課】

今後は具体的な数値目標がわかるような形で実施させていただきたい。

【委員】

この課題は近々の問題だと思っている。成果については回答が難しいと思うが、何か成果はあったと感じているか。

【企画政策課】

この取り組み自体は平成 27 年度から行っています。転入促進、転出の抑制や出生率の上昇などに向けて取り組みを進めています。効果としましては計画に基づいた取り組みの中で転入者が増加していることを確認しており成果は出ていると感じています。

【委員】

人口減少に対する歯止めをどうかけて、どうやって人口を増やしていくか、具体的な策は非常に難しい。計画だけで終わってしまうケースがある。

【企画政策課】

計画の策定に合わせて転入促進の取り組み新しい事業で進めた結果、専門職の転入に対し助成を実施したり、親元と近居・同居する方に対する住宅の助成など、攻めた施策を打った中で、20、30 代について転出超過の傾向であったが、転入者が増加に転じている状況です。

【委員】

目に見える結果を出すのは時間がかかる。地道にやるしかない。

【委員】

他にご質問等なければ、企画政策課の案件については終了とさせていただきます

ます。

【委員長】

以上で担当課からの説明を終わりますが、なにか質問等ありますでしょうか。

【事務局】

審議会の公募人数について補足させていただきます。

審議会については基本的に公募の委員を入れますが、専門性を有する、法律的にメンバーが決まっているなど、公募委員を選ばないものもあります。

担当課任せにするのではなく、行政総務課などは定期的に審議会の公募の状況等をチェックしたり、委員が減っている場合については追加で公募をするよう働きかけるなどの配慮をしている状況です。

【委員長】

他にご意見等が無いようでしたら、今回頂いた意見を踏まえまして、事務局で意見書（案）を作成していただきたいと思います。

それでは次の案件に移りたいと思います。

(2) 令和6年度市民参加手続の報告について

【事務局】

資料7に基づいて説明

～質問なし～

【委員長】

ご意見等が無いようですので、資料8の説明をお願いします。

【事務局】

資料8に基づいて説明

～質問なし～

【委員長】

ご意見等が無いようですので、この案件については終了とさせていただきます。

(3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について

【事務局】

資料9につきましては、点検対象外の条文について、市が取り組んでいる事業等をまとめた資料となります。点検対象外ですので、会議では使用しませんが、参考として配布させていただきます。

では事前送付資料である運用状況報告書に基づいて説明させていただきます。

事前配布資料に基づき第15条の運用状況について説明。

～意見無し～

【委員長】

特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第16条の運用状況について説明。

～意見無し～

【委員長】

特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第17条の運用状況について説明。

【委員】

No.10の人材育成基本方針について、新しく改定した計画の職員への周知はどのようにしているか。

【事務局】

全職員向けに人材育成基本方針の改定についての通知をしています。

【委員】

通知をするだけでは足りないように思う。課長や担当者を集めた説明会を開くなり、各課の状況を確認するなりした方が良いのではないか。

【事務局】

他にどのような取り組みをしているか担当課に確認させていただきます。もしなにも行っていないというようであれば、今回頂いたご意見をお伝えさせていただければと思います。

【委員長】

他に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第18条の運用状況について説明。

資料には記載がないが、昨年度の会議の中で意見のあった事務事業評価について、令和5年度実施しホームページで公開したことを確認しています。

～意見無し～

【委員長】

特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第19条の運用状況について説明。

【委員】

No.16 の令和5年度実績について「最小の経費で最大の効果を挙げるための予算編成方針を示した」とあるが、この予算編成方針については公表されているのか。

【事務局】

予算編成方針につきましては、毎年度財政の部局から全課に対して、翌年度の予算を編成するにあたって注意点を守りながら予算編成をするようにということで示されるものです。

市のホームページの方には令和6年度当初予算の編成過程を公開しており、その中で予算編成方針につきましても公開をしております。

【委員長】

時間になりましたので、20条以降は次回とさせていただきます。

(4) その他

【事務局】

上地委員長、ありがとうございました。

本日本日予定していた案件はすべて終了いたしました。その他なにかご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】

今日の資料は次回も持ってくるということでいいのか。

【事務局】

本日の資料に基づいて引き続きご説明いたしますのでお持ちください。

【委員】

了解した。

(5) 閉会

【事務局】

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は終了とさせていただきます。

次回は11月中旬～下旬の開催を予定しております。日時が決まりましたら通知させていただきます。それでは閉会の挨拶を委員長職務代理よりお願いします。

【委員長職務代理】

～閉会の挨拶～

【事務局】

ありがとうございました。

